

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ⑨

JR東海が更衣時間を労働時間にしていないことに疑問！！浜松でも、 労基署が管理者・支社を調査！！

「着用を義務付けられた所定の服装への職場内での着替え」は労働時間であると厚生労働省・労働局・労働基準監督署は各企業に示しています。

そこで、出勤時間の前に職場で制服に着替えてから出勤点呼を受けている浜松運輸区のJR東海労組合員が、出勤終了時の着替えにかかった各5分を、超過勤務等整理簿に約半月分で1時間を記入して提出しました。すると会社から「会社は更衣時間を労働時間として認めていない」と返却されてしまいました。これに納得いかなかった組合員が浜松労働基準監督署へ相談に行くと、労働基準法に基づいて「使用者が労働時間を適正に把握し管理することはたいへん重要であり、労働者の健康を確保することが必要である」とガイドラインで明文化しているとのことでした。そして、労基署のアドバイスで未払い賃金請求をしました。

しかし、会社がこれに応じなかったため、労基署が「JR東海会社の労働時間管理に問題があるのではないか」と現場・支社に対して調査を行っていることが、組合員に伝えられました。

JR東日本では更衣時間を労働時間に算入、もしくは労働時間内で着替えています。しかし、JR東海会社はJR東海労との労使交渉の中で「制服への着替えは会社の指揮命令下に置かれているとは言えないから労働時間ではない。黙示もしてない」と主張し、労働時間としていません。また「東日本は東日本、東海は東海である」と乱暴な見解も示しています。

会社は、労働者の健康管理の観点から、労働時間の適正管理を行わなければなりません。もはや多くの企業が実施していることです。

職場での制服更衣時間を直ちに労働時間と認めるべきだ！